

**第 1 条（約款の適用）**

当練習場を利用される方は、本約款に従ってご利用いただきます。

**第 2 条（利用契約の成立）**

この約款は当練習場敷地及び施設に入った時から効力を発生し、当練習場敷地及び施設を出るまで効力を有するものとします。

**第 3 条（施設利用の拒絶）**

当練習場は次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用をお断りする事があります。

- ・天災その他やむを得ない事情により、練習場をクローズするとき
- ・利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認めるとき
- ・利用者が暴力団員又は、暴力団関係者である場合
- ・利用者が、暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者
- ・偽名または、他人名義の IC カードを利用した場合
- ・泥酔、覚せい剤等薬物使用の場合
- ・刃物、危険物等を所持している場合
- ・ルール、マナーに著しく反する行為をし、警告を無視して改めない方
- ・その他、本約款に違反した場合

**第 4 条（休場日、開場時間）**

当練習場の休場日及び開場時間については、当練習場が別に定めたところによります。ただし、臨時に変更する事があります。

**第 5 条（金銭その他貴重品、携帯品）**

携帯品等は、ご自身で管理していただきます。当練習場は、打席、休憩室、ロビー、トイレその他の場所の如何を問わず、携帯品の紛失、盗難、滅失、毀損について責任を負いません。

**第 6 条（自動車及び携帯品等の事故責任）**

当練習場が提供している駐車場で自動車及び携帯品に盗難又は損傷等の事故があっても当練習場は一切の責任を負いません。

**第 7 条（宅配便の事故責任）**

宅配便により物品に受領、保管、発送につき破損等の事故が発生しても当練習場は責任を負いません。

**第 8 条（火気の使用についての厳守事項）**

当練習場の施設、敷地内での喫煙は、所定の場所以外では禁止です。また、歩きながらの喫煙もお断りいたします。

**第 9 条（危険防止事故防止のための利用規約）**

当練習場では、ご来場者が楽しく安全に練習していただくために、次に掲げる事項を定めています。

ご来場者は、必ず遵守して下さい。

**《 禁止事項 》**

- ・打席以外での練習
- ・プレーヤー以外の方の打席ゾーンの立ち入り
- ・当練習場登録のプロ、インストラクター以外の方の無許可による打席レッスン
- ・通路等打席以外での素振り
- ・打席マット、打席間仕切り板の移動
- ・グランドへの立ち入り
- ・アルコール類の持ち込み及び酒気を帶びた状態での練習
- ・下着姿での練習
- ・写真撮影、録音等の行為（特に許可する場合を除く）
- ・シャフトの長さが 46 インチを超える長尺クラブの使用
- ・他の利用者の迷惑になる斜め打ち、打席マットからはみ出た練習
- ・縦横 5 センチメートル以上の刺青、タトゥーの露出（利用者は衣服等で隠すこと）
- ・サンダル履き、ハイヒール、下駄などゴルフプレーに適さない服装での練習行為
- ・当練習場指定以外のボールの使用

## 《 注意事項 》

- ・エチケット、マナーを守り、周囲の練習の妨げにならないようにして下さい。
- ・練習の際は、前方後方の打席に充分注意して下さい。
- ・小さなお子様を同伴される利用者は、自己の責任においてお子様の安全管理を行い、他の利用者の迷惑にならないようにして下さい。(安全の為、3歳以下のお子様は打席エリアにご入場いただけません)

### 第10条（事故の責任）

練習される方が、練習にあたって第三者に損害・物品破損その他の損害を発生させ、又はご自身がこれらの被害を受けても、当練習場は一切の損害賠償の責任を負いません。

### 第11条（強風、雷、異常気象時の注意事項）

強風、雷、降雪、異常気象などの際は、プレー（練習）を中断し、係員の指示に従って下さい。

### 第12条（施設に与えた損害）

利用者が、故意または過失によって当練習場の施設に損害を与えた時は、利用者にその損害を賠償していただくことがあります。

### 第13条（持込み品の禁止）

施設内へは、次の各号に掲げる物品の持込をお断りいたします。

- ・動物(ペットを含む)
- ・銃砲刀剣類
- ・悪臭又は騒音を発するもの
- ・発火又は爆発の恐れのあるもの
- ・麻薬及び麻薬に類するもの
- ・その他、他人に迷惑を及ぼす物品

### 第14条（行為の禁止）

施設内では、次の各号に掲げる行為はお断りいたします。

- ・賭博その他風紀を乱す行為
- ・無許可による物品販売及び広告宣伝行為
- ・他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行為

### 第15条（ジュニア利用者）

ジュニア利用者は6歳以上18歳までとします。（小学生以上高校3年生卒業まで）

### 第16条（ジュニアの施設利用）

小学生の利用は保護者同伴（以下同伴者といいます）とし、小学生単独での利用及び来場もできないものとします。

### 第17条（ジュニアの注意事項）

- ・同伴者はジュニア利用者の安全に充分注意すること。
- ・同伴者は他の利用者の迷惑になる行為がないように充分注意すること。
- ・ジュニア利用者の万一の事故については、本約款第10条に則る。

### 第18条（ジュニアのその他事項）

- ・ジュニアのその他事項については、本約款の各条項に則る。

### 第19条（利用約款違反の責任）

利用者がこの約款に違反し、第三者に人的または物的損害を与えたとき、または利用者ご自身が被害を受けたときも、当練習場は一切の責任を負いません。

### 第20条（個人情報の取り扱いについて）

当練習場は知り得た個人情報を、当練習場の責に則り安全管理に努めます。

また、当練習場では、ご登録いただいたお客様に対して、当練習場の営業情報・イベント情報などを、Eメール等でご案内させていただくことがありますので、ご了承下さい。

付則 施設利用方法は必ず当練習場の指示に従ってご利用ください。

この約款は、告知せずに必要に応じて改定することがあります。